

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和元年 1 1 月 1 日委員会会長は、委員を基山町役場 2 0 1 会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 1 4 名

欠席者 0 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	1 0	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	1 1	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本 会 の 書 記 上 田 智 子

審 議 事 項

第 28 号議案	農地法第 3 条の規定による許可申請	1 件
第 29 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	18 件
報告第 29 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理報告	1 件
報告第 30 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号による農地転用届出受理報告	1 件
その他	農業振興地域整備計画の変更について	1 件

審議開始 9 時 0 0 分

審議終了 1 0 時 0 0 分

令和元年 11 月 農業委員会 議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和元年第 11 回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9 番委員と 10 番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第 28 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第 28 号議案 1 番朗読

この件につきましては譲受人の贈与のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田畑として利用されます。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 4 号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第 3 条第 2 項第 5 号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が 27,000㎡となり、下限面積である 3 反要件を満たしております。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号関係については、譲受人の農地は田畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、1 区公民館付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 28 号議案 1 番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 2 8 号議案 1 番は、全員一致で決定します。

次に、第 2 9 号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第 2 9 号議案 1 番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 1 0 年です。場所は、2 区小松集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

養蜂をされます。農地の草刈等はきちんとされていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 2 9 号議案 1 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 2 9 号議案 1 番は、全員一致で決定します。

次に、第 2 9 号議案 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 2 9 号議案 2 番朗読

この件につきましては、相手方の要望により貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。賃借料は 5, 000 円です。場所は、2 区皮籠石集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

アスパラを栽培されている方です。野菜を植えられる予定です。問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 29 号議案 2 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 29 号議案 2 番は、全員一致で決定します。

次に、第 29 号議案 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 29 号議案 3 番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、1 区正応寺集落にある圃場です。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

稲作と麦を作付けされます。問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 29 号議案 3 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 29 号議案 3 番は、全員一致で決定します。

次に、第 29 号議案 4 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 29 号議案 4 番朗読

この件につきましては、相手方の要望により貸借権を設定するものです。

期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、2区皮籠石集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

借受人は手広く農業をされ、問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第29号議案4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第29号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第29号議案5番から7番まで再設定ですので一括して上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 第29号議案5番から7番再設定のため朗読省略

5番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は3年です。場所は、7区南奈良田集会所南側付近にある圃場です。

6番につきましては、相手方の要望により貸貸借権を設定するものです。
期間は5年です。賃借料は1筆当たり20,000円です。場所は、3区真尻地区一団の農用地にある圃場です。

7番につきましては、相手方の要望により貸貸借権を設定するものです。
期間は5年です。賃借料は1筆当たり5,000円です。場所は、2区皮籠石集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

5 番につきましては、農業用機械もあり問題ないと思われます。

1 1 番委員

6 番につきましては、農地は管理されていますので、問題ないと思われます。

1 番委員

7 番につきましては、農地は管理されていますので、問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら第 29 号議案 5 番から 7 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 29 号議案 5 番から 7 番については、全員一致で決定します。

次に、第 29 号議案 8 番については再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

また、5 番委員に関する案件となりますので、退室をお願いします。

5 番委員退室

事務局 第 29 号議案 8 番再設定のため朗読省略

8 番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、多世代交流センター北側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら第 29 号議案 8 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 2 9 号議案 8 番については、全員一致で決定します。

5 番委員入室

次に、第 2 9 号議案 9 番について再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

また、6 番委員に関する案件となりますので、退室をお願いします。

6 番委員退室

事務局 第 2 9 号議案 9 番再設定のため朗読省略

9 番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。
期間は 3 年です。賃借料は 1 0 a 当たり 30,000 円です。場所は、基山共同乾燥場東側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5 番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら第 2 9 号議案 9 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 2 9 号議案 9 番については、全員一致で決定します。

6 番委員入室

事務局 第 2 9 号議案 1 0 番から 1 8 番再設定のため朗読省略

10番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、基山町営球場北側付近にある圃場です。

11番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、基山町営球場北側付近にある圃場です。

12番につきましては、相手方の要望により貸貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、2区皮籠石集落にある圃場です。

13番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、高速道路西側長野集落にある圃場です。

14番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、2区麦尾集落にある圃場です。

15番につきましては、相手方の要望により貸貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、7区公民館西側にある圃場です。

16番につきましては、相手方の要望により貸貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆当たり水稻30kgです。場所は、7区公民館西側にある圃場です。

17番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、基山町立図書館の南側にある圃場です。

18番につきましては、相手方の要望により貸貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻25kgです。場所は、園部共同乾燥場西側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

10番につきましては、養蜂をされています。問題ないと思われます。

1 番委員

1 1 番につきましては、養蜂をされています。問題ないと思われます。

2 番委員

1 2 番につきましては、農業用機械もあり問題ないと思われます。

9 番委員

1 3 番につきましては、問題ないと思われます。

1 番委員

1 4 番につきましては、手広く農業をされていますので、問題ないと思われます。

9 番委員

1 5 番につきましては、農業用機械もありますので問題ないと思われます。

9 番委員

1 6 番につきましては、農業用機械もありますので問題ないと思われます。

1 1 番委員

1 7 番につきましては、農地は適正に管理されていますので問題ないと思われます。

1 0 番委員

1 8 番につきましては、手広く農業をされていますので問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら第 2 9 号議案 1 0 番から 1 8 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 2 9 号議案 1 0 番から 1 8 番については、全員一致で決定します。

次に、報告第 2 9 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので受

理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第29号朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和元年10月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は7区西長野集落内の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第29号を終わります。次に、報告第30号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第30号1番朗読

この件につきましては、申請人の農地を自己住宅にするものです。令和元年10月17日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

周辺も住宅街ですので、問題ないと思われます。

議 長

意見がないようでしたら報告第30号1番を終わります。

次に、その他農業振興地域整備計画の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他

この件につきましては、申出人の事業拡大による駐車場建設を予定していま

す。申請農地面積は2,407㎡です。この農地は2種農地と判断され農用地区域からの除外(除外要件：農振法13条2項)①農用等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域外に代替えすべき土地がないこと(農振法13条2項1号)②土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと(農振法13条2項2号)③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと(農振法13条2項3号)を満たしていると考えておりますが、これについて、農業委員会の意見をお伺いします。

場所は、有限会社ミキファームきやまの北側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

車の通行が地域の営農について支障をきたすことがないように十分配慮して下さい。

議 長

車の通行により地域の営農について支障をきたすことがないように十分配慮して頂くことを申し付けたいと思います。

他に意見はありませんか、ないようでしたら、その他を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和元年 1 1 月 1 日

署名人

議 長

委 員

委 員